

## 会 議 録

会議の名称	第3回那珂川市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和8年1月20日(火) 19:00~20:00	開催場所	本庁舎2階第1・2会議室
出席者	1. 委員 羽良委員、吉永委員、福井委員、三角委員、榊委員、藤野委員、黒崎委員、仲吉委員、小塚委員 2. 執行機関(事務局) 中村部長、藤島課長、松原係長、本田		
配布資料	・資料1 令和8年度那珂川市国民健康保険税率について(本算定) ・資料2 那珂川市国民健康保険税の税率の改定について(答申案)		
議題及び審議の内容		記録者：本田	
<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 報告事項</p> <p>(0) 前回質問「収納率及び滞納者数等の推移、赤字繰入の推移」について事務局から説明(配布資料なし)</p> <p>【質 疑】なし</p> <p>(1) 令和8年度本算定結果(資料1)</p> <p>事務局から説明</p> <p>【質 疑】</p> <p>委 員：仮算定から下がったのは県が剰余金を充てたからという理解でよいか。 事務局：そのとおり。</p> <p>委 員：前回質問への報告で、分納件数等について説明があったが、ほとんど不明とのことで実態がわからない。収納率がよくても、払えなくなった人がどれくらいいるのかというところが見えてこない。厚生労働省の調査報告によると令和5年度で滞納世帯が183万世帯、9世帯に1世帯は支払いが困難ということである。その報告によると、近年差し押さえ件数が伸びているとのこと。那珂川市でも国保税が高くて支払い困難ということが起きているということが推察できる。社会保険は新年度から全国協会けんぽで保険料率引き下げが行われるとのことで、国保との格差が大きくなると心配している。そのようなことも踏まえて答申にあたっては慎重な審議が必要だと考える。</p> <p>委 員：収納率が100%ではないので未収金があると思うが、未収金はどうなるか。5年で不納欠損となり、納めないなら納めないで済んでしまうのか。</p> <p>事務局：年度内に納付されなかった未収金については、滞納繰越分として引き続きお支払いをお願いする働きかけを行っている。時効が経過してしまうと不</p>			

納欠損ということになるが、5年間何もしないということではなく働きかけを行い、少しずつでもお支払いいただけるということになれば時効が延長されるので、基本的には未収金が残らないよう収納課職員も努めている。しかし、どうしても接触がとれなくなった件については5年経過すると欠損ということになる。

委員：今回の改定案では4人世帯で年間約5万円の増額となり、家計への影響が非常に大きい。県が示す税率に合わせると、とのことだが、県の言うままではなく、市独自で負担を軽減する方法を考えることはできないのか。

事務局：委員がおっしゃるのは、一般会計からの充当ができないかということだと思うが、それは先ほど説明させていただいた赤字繰入に当たる。赤字繰入をなくすように令和4年から標準保険料率に合わせる取り組みを行ってきた。赤字繰入を行うとその分県からの交付金が減らされる、県内に赤字繰入を行う市町村があると福岡県自体も国からの交付金が減らされることになる仕組みがある。那珂川市独自で一般会計からの繰入を行うということは那珂川市だけでなく福岡県全体に影響が及ぶことになる。

委員：県が示す保険料率に合わせることになっているのであれば、この協議会自体の意味がないのではないのか。

事務局：委員がおっしゃるとおりここ数年は標準保険料率に合わせていくという動き、そして合わせた後も医療費が少しずつ上がっているため標準保険料率自体が少しずつ上がっている、そこに合わせざるを得ない状況になっている。その前までは、那珂川市は標準保険料率に合っていないがどうしていくべきか、ということ審議する場だった。現在県が示した保険料率に合わせる流れになっていることは間違いないが、委員の皆様からいただいた意見を答申の附帯意見として出していく、そのために被保険者や保険医等、公益を代表する委員の皆様から色々な意見をいただき、答申として明文化するというのが今後の運営協議会の流れとなるとご理解いただきたい。運営協議会は税率を決めるだけの会議ではなく、年間を通じて、国保事業の年間の予定であるとか保健事業の報告であるとかをしていく中で、この時期は税率を決めることが中心になっている。今後都道府県単位で税率が統一化される流れの中で運営協議会の諮問や答申のあり方についても今後考えていく必要があるかと思う。

委員：先ほどの説明の中で、本算定結果は筑紫地区のほとんど差がないが、今後各市において審議がなされ税率改定されるとのことだが、現時点において本算定結果に合わせるかどうか各市の情報があれば聞きたい。

事務局：筑紫地区の中で基金を持っている自治体については、標準保険料率と若干違う税率にて検討するところもあると聞いているが、現段階でどこがということ差は控えさせていただきたい。

委員：基金がある自治体が基金を充てることで標準保険料率より低い税率とする場合は、県からのペナルティはないのか。

事務局：基金は国民健康保険特別会計の中にあるので、赤字繰入には当たらない。

委員：春日市は基金を有しており基金を充てることで大幅な負担増を防ぐことができたと聞いたことがある。今後、那珂川市においても基金を作っていくという方向性はあるのか。

事務局：本市は令和3年度までずっと応能割、応益割ともに据え置いてきた。基金を持っている自治体は、その前から本市より高い税率を設定してきてその余剰金を基金として積んできた。これから基金を積むとなれば、今より高い税率を設定しないと余剰金は生まれないので、今の流れでは基金を積むことはないと考えている。

### 3. 審議事項

#### (1) 那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申案）の審議 事務局から説明

##### 【質 疑】

委員：収納率の向上についてうたっていないが収納率が上がれば保険料は下がると思うので、収納率の向上についても入れるべきではないか。

事務局：収納率の向上について附帯意見に文言追加させていただきたい。

委員：今後都道府県単位で税率が統一化される流れがあり、まずは県が示す標準保険料率に県内市町村が合わせていこうという取り組みの中で、那珂川市だけは認められないとはならないが、運営協議会として市として県や国に求めていってもらいたいということを附帯意見としてつけさせてもらった。

委員：要望していくとのことだが、国・県に対して要望する窓口はあるのか。

事務局：年に定例的に2回、市長会から国保に限らずすべての事業において要望を行う機会はある。これまでも、国保について様々な要望を行ってきたが、附帯意見を基により強いメッセージで要望を上げていきたい。補足として、前回第2回運営協議会後に直接県に電話し、運営協議会で非常に厳しいご意見をいただいたということをお伝えした。他自治体からも同様の意見が届いているとのことだった。市長会等の定例的なものだけではなく、日ごろから県とは連絡を取り合い、意見を伝えていきたい。

委員：市町村レベルではなく国レベルの問題。団塊世代が70代となり、介護を受ける人は増えているが介護する人が足りない、医療の高度化で良い薬剤ができるが良い薬剤は高い、医療が進歩すればするほど、長生きすればするほど医療費は高くなる。それに対し労働人口は減っていくので1人当たりの負担は大きくなってしまう。

事務局：本日いただいた意見から、収納率の向上についての取組というところを答申案の附帯意見（6）として事務局の方で案を追加させていただき、それを委員の皆様にもメール等でご確認いただきたいと思います。

答申方法について

正副会長に一任とし、後日、正副会長から市長に答申を行う